

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

※ 解答の記号は本問における難易度を示している。

A : 確実に取る B : A, C以外 C : 取れなくてもよい

第 1 問 答 案 用 紙<1>

(租 税 法)

問題 1

問 1 A

A社は、甲の譲渡について、法人税法上、令和7事業年度において4,000万円を益金の額に算入する（法人税法61条1項）。

問 2 A

A社は、保有している甲について、法人税法上、令和7事業年度において500万円を損金の額に算入する（法人税法61条2項1号、3項）。

問 3 B

B社は、国外事業者該当し（消費税法2条1項4号の2）、B社が行った広告掲載は、事業者向け電気通信利用役務の提供にあたることから特定資産の譲渡等に該当する（同法2条1項8号の2、8号の4）。したがって、当該代金は、B社において課税標準に含めず、納税義務はない（同法4条1項、5条1項、28条1項）。

問 4 A

A社からPへ支払われた840万円は、Pにおいて、所得税法上、給与所得の収入金額として取り扱われ（所得税法28条1項）、100万円は、非課税として取り扱われる（同法9条1項15号）。

第 1 問 答 案 用 紙<2>
(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
① B	○	法人税法 2 条12号の 8 イ，24条 1 項 1 号
② A	×	C 社の令和 7 年 9 月19日の属する事業年度の法人税額の計算上，C 社にお
		ける資産及び負債について，時価評価損益を損金の額又は益金の額に算入
		しない（法人税法 2 条12号の 8 イ，62条の 2 第 1 項）。
③ C	○	消費税法14条 1 項，28条 1 項
④ A	×	A 社の令和 7 事業年度の法人税額の計算上，丙機械装置の時価 600万円と
		帳簿価額 200万円の差額 400万円を損金の額に算入しない（法人税法34条 1
		項，4 項）。
⑤ B	○	所得税法22条 2 項 2 号，34条 1 項，2 項，3 項

※ 解答の記号は本問における難易度を示している。

A : 確実に取る B : A, C以外 C : 取れなくてもよい

第 2 問 答 案 用 紙<1>

(租 税 法)

問題 1

[問] 1.

(租税公課に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 6. (2) について	A , ,	9, 062, 800
[資料] 6. (3) 及び(4) について	A 106, 117, 100	, ,
[資料] 6. (5) 及び(6) について	A 102, 108	, ,

(役員及び使用人の給与に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 7. (1) について	A 5, 400, 000	, ,
[資料] 7. (2) について	B 4, 000, 000	, ,

(商品に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 8. (1) 及び(2) について	A 2, 454, 500	, ,

(税務上の繰延資産に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 9. (1) 及び(2) について	A , ,	2, 100, 000

(固定資産に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 10. (1) について	A 15, 500, 000	, ,
[資料] 10. (2) 及び(3) について	A 916, 500	, ,

第 2 問 答 案 用 紙<2>

(租 税 法)

(外貨建取引に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 11. について	A 1,620,000	, ,

(交際費等に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 12. について	B 1,723,560	, ,

[問] 2. B ① 284,966,000

B ② 67,266,500

[問] 3. A ① 158,951,263

[問] 4. B ① △38,308,025

問題 2

	加算すべき金額	減算すべき金額
[問] 1.	A 774,000	, ,

[問] 2. 配当とみなされる金額 A 660,000

第 2 問 答 案 用 紙<3>
(租 税 法)

問題 3

[問] 1. (1) 不動産所得に係る総収入金額

A 3,924,000

(2) 不動産所得に係る必要経費の金額

A 3,186,000

2. 給与所得の金額

A 10,050,000

3. (1) 譲渡所得の金額

A 4,220,000

(2) 譲渡所得の基因となった資産の取得費の金額

A 6,500,000

4. (1) 一時所得の金額

A 2,500,000

(2) 一時所得の特別控除額

A 500,000

5. 雑所得の金額

A 111,100

問題 4

[問] 1. 総所得金額

A 16,300,000

2. 外国税額控除の控除限度額

B 63,719

第 2 問 答 案 用 紙<4>
(租 税 法)

問題 5

- [問] 1. 課税標準額に対する消費税額 A 255,498,984
2. 課税売上割合の計算式の分子の金額 A 3,605,628,000
3. 課税売上割合の計算式の分母の金額 A 3,607,509,000
4. 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 B 236,567,292
5. 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの A 229,596,432
6. 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの B 6,970,860
7. 一括比例配分方式による控除対象仕入税額 C 224,738,927
8. 個別対応方式による控除対象仕入税額 C 236,218,749

問題 6

- [問] 1. C 345,763,000
2. (1) A 418,000,000
- (2) C 0
- (3) A 55,000,000